



JASDAQ

平成27年5月22日

各 位

会 社 名 サンメッセ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 田 中 義 一
(JASDAQ・コード 7883)
問 合 せ 先 執行役員経理部長 千 代 耕 司
(TEL : 0584-81-9111)

内部統制システム構築の基本方針の一部改正に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- ①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、事業活動における法令、企業倫理、社内規程の順守を確保するため、順守すべき事項を「社員行動基準」として定め、当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底を図る。
 - ・当社は、コンプライアンス（法令順守）に関する規程の制定及び内部通報制度を構築するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、運用管理する。

- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、社内規程に基づき、各種会等の議事録を作成保存するとともに、重要な職務の執行及び決裁にかかる情報について記録し、適切に管理する。

- ③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、リスク管理に関する規程を制定するとともに、リスク管理委員会を設置し、運用管理する。

- ④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、職務権限に関する規程を制定し、監査室が運用状況を監視する。

- ⑤当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は、関係会社の管理に関する規程に基づき子会社を管理し、子会社は、業務執行状況、財務状況等を定期的に報告するものとする。

 - (2) 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、関係会社の管理に関する規程に基づき子会社を管理し、当社及び子会社のリスクに関して定める規程を制定するとともに、リスク管理委員会を設置し、運用管理する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正を確保するため、当社取締役等を派遣し、業務執行の監督、監査する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、当社及び子会社のコンプライアンス（法令順守）に関する規程の制定及び内部通報制度を構築するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、運用管理する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役が求めた場合は、監査役の職務遂行を補助するため、監査役スタッフを置く。

⑦上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役の職務を補助すべき使用人（監査役スタッフ）は、取締役の指揮命令には服さず、その任命、異動については、監査役会の同意を要するものとする。

⑧当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役（会）に対し、規模や業態等に応じて次の事項を遅滞なく報告するものとする。

- ・会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実
- ・取締役及び使用人の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する行為
- ・内部通報制度による運用及び通報の状況
- ・毎月の経営状況の重要な事項
- ・内部監査結果の状況

⑨監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、当該報告をしたことを理由として通報者に対し、不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報に関する規程に明記しております。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当社は、監査役がその職務の執行に関して費用の前払等を請求したときは、当該費用等が監査役の職務執行に必要ないと認められる場合を除き、当該費用等を負担し、速やかに処理する。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役社長と半期ごとに1回、監査室と四半期ごとに1回の意見・情報交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指す。

以 上